

介護サービス事業所及び障害福祉事業所の業務継続計画

(BCP) 策定に関する研修募集要項

- 1 趣 旨 令和3年4月に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が改正され、全ての介護サービス事業や障害福祉サービス事業を実施する事業所に対して令和6年3月までに業務継続計画を策定することが義務づけられました。
- 京都府内で訪問・通所系サービスを運営する事業所を対象に業務継続計画を策定し、適切に活用するための知識習得を目的とした研修会を実施します。
- なお、本研修は介護サービス事業所向けの内容となっておりますが、障害福祉事業所における業務継続計画策定にあたっても参考としていただけるかと存じますので、併せて御案内いたします。
- 2 主 催 京都府
- 3 協 力 東京海上日動火災保険株式会社
東京海上日動ベターライフサービス株式会社
- 4 実 施 日 令和4年12月13日(火) 午後2時30分～(2時間程度)
- 5 研修対象者 京都府内において以下のサービス種別を運営している事業所(京都市内を含む)
- 介護サービス事業所
- ・訪問介護事業所
 - ・訪問入浴介護事業所
 - ・訪問看護事業所
 - ・訪問リハビリテーション事業所
 - ・居宅療養管理指導事業所
 - ・通所介護事業所(地域密着型を含む)
 - ・通所リハビリテーション事業所
 - ・短期入所療養介護事業所
 - ・福祉用具貸与事業所
 - ・特定福祉用具販売事業所
 - ・居宅介護支援事業所
 - ・認知症対応型通所介護事業所
 - ・看護小規模多機能型居宅介護事業所(複合型サービス)
 - ・定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所
 - ・夜間対応型訪問介護事業所
 - ・小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・介護予防支援

○障害福祉施設

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）
- ・宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・計画相談支援
- ・障害児相談支援

- 6 研修方法 オンライン型（参加登録者に対する Zoom 配信）
※使用端末は1事業所で1台までにしてください。
- 7 研修講師 東京海上日動火災保険株式会社（現在調整中）
・京都支店 営業課 課長代理
奥村 洋毅 氏
東京海上日動ベターライフサービス株式会社
・企画部 専門部長（介護支援専門員・社会福祉士）
岩永 美穂 氏
- 8 研修内容 (1) 訪問サービスのBCPはなぜ難しい
(2) 具体的なBCP策定のステップ
(3) 訪問サービス固有事項はどうつくる
(4) ゴールを決めて策定スケジュールをたてる

(5) その他

- 9 募集方法 (1) 募集期間 令和4年11月15日(火)～令和4年12月6日(火)
(2) 申込方法 京都市町村共同電子申請システムによる電子申請
(3) 定員 900名程度(先着順)
- 10 使用アプリ Zoom(ダウンロードしてください。)
- 11 参加の連絡 後日、URL、IDを送信
- 12 研修の資料 申込時に指定いただいたメールアドレスへお送りする予定です。
- 13 その他 研修当日、アンケートで「簡単作成ツールが必要」と回答いただいた場合には、後日、東京海上日動火災(株)より御案内があります。